

# Weekly Report

第 737 号

令和6年3月4日

## 働きながら受給する「在職老齢年金」

60歳以降に在職（厚生年金保険に加入）しながら受給する老齢厚生年金を「在職老齢年金」といい、賃金と年金額の合計額に応じて、年金額の一部又は全部が支給停止となる仕組みが設けられています。

### ◆支給停止調整額を超える場合に支給額が減額

年金制度改正により令和4年4月以降、65歳未満と65歳以上の在職老齢年金の支給停止額は同じ仕組みで計算されることになり、①総報酬月額相当額（標準報酬月額＋直近1年間の標準賞与額÷12）と、②老齢厚生年金の基本月額（年金額÷12）の合計額が支給停止調整額（令和5年度は48万円）を超える場合に、超える部分の1/2が年金支給月額から停止となる金額になります。

70歳以上で厚生年金適用事業所に勤務されている方については厚生年金保険の被保険者ではありませんが、同様に在職中の支給停止が行われます。

### ◆令和6年度から支給停止調整額は50万円に

在職老齢年金の支給停止の基準となる「支給停止調整額」は、現行48万円となっていますが、名目賃金の変動に応じて改定され、令和6年度は50万円に引上げとなります。これにより、上記①と②の合計額が50万円を超える場合に支給停止額が生じることとなります。

なお、在職老齢年金の支給停止は老齢厚生年金に対して行われる制度であり、老齢基礎年金は支給停止の対象外です。また、老齢厚生年金に加給年金額（被保険者に生計を維持されている配偶者又は子がいる場合）が加算されている場合、上記②から加給年金額を除いて計算します（計算の結果、全額支給停止となる場合は加給年金額も全額支給停止）。

## 交際費等から除外される飲食費の金額基準

法人が取引先等に対する接待や供応、慰安、贈答などのために支出する費用は交際費等に該当し、損金不算入制度（中小法人の場合、年800万円を超える部分が損金不算入となる等）があります。

ただし、飲食等のための費用（社内飲食費を除く）であって、参加者1人当たり5千円以下のもは交際費等の範囲から除外され、全額損金算入できることになっています。

令和6年度税制改正において、この飲食費の金額基準（現行1人5千円以下）が見直され、1人当たり1万円以下に引上げられる予定です。

なお、改正は本年4月1日以後に支出する飲食費について適用となります。

## ★★★ 3月のチェックポイント ★★★

※令和5年分の所得税・贈与税の申告・納付期限は3月15日（金）、個人事業者の消費税の申告・納付期限は4月1日（月）までとなります。なお、石川県・富山県は期限が延長されています。

※3月は「価格交渉促進月間」です。中小企業でも人材の確保・定着に向けて防衛的賃上げが迫られていますので、賃上げ原資の確保のために価格転嫁を進めることが重要となります。

※年度末は売掛金など債権回収の好機、完全回収に取り組み資金繰りの改善に努めます。